

児童手当支給額一覧

区分	対象（※）	児童1人当たりの月額
3歳未満（3歳の誕生日の属する月まで）	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※請求者（受給者）が監護し、生計費を負担している子が、22歳に達したのち、最初の3月31日までの間にある子（大学生年代まで）を年齢の高い順に数えて第○子といいます。

（例）養育している子どもが5人いて、年齢が25歳、19歳、17歳、12歳、8歳の場合、
「19歳児童を第1子」、「17歳児童を第2子」、「12歳児童を第3子」、「8歳児童を第4子」と数えます。また、この中で支払対象となるのは、17歳、12歳、8歳のお子様です。